# 法務省共済組合 **団体年金保険 一時金・一部払出・年金開始 請求書** [住友生命提出用]

【個)	人情報のお取扱いについて】		ご記	入日		年	月	В
険会:	票ならびに添付書類に記載の個人情報がこの保険の各種手続きのため、契約者が保険契約を締結する生命保 社へ提供されること、生命保険会社が、受領した個人情報をこの保険契約の引受け・継続・維持管理、年金・一	Į	契約者					
る業績	等の支払い、各種商品・サービスのご提供(関連会社・提携会社を含む)、その他この保険契約に関連・付随す際に利用し、団体、他の共同取扱生命保険会社に上記目的の範囲内で提供することに同意します。		団体		同システ			
当請!	求に伴い個人番号を提出する場合は、右記団体に、住友生命保険相互会社への個人番号の提出を委任します。		団体住		宿区西新	宿7-11-	18 711	Iビル8F
	│ 証券番号(ご請求されるコースに○印をしてください。) │ <b>両コースご請求される場合は、2通ご提出してください。</b>			₹扱責任者名 責任者名または事務担当	者氏名をご記 λ	くださいこご記 λ	に代わり押丘	でも結構です。)
	365073609 一般型		#154K1K9	Z   I - G - G - G / C / G - G / S / S / S / S / S / S / S / S / S /	JETO-ECITY	\/CCV-9CB/\	(C10/127)1+43	C Onu 149 C 9 87
	3 6 5 3 2 3 0 0 4 税制適格型							
	フリガナ	$\vdash$			済事務担当			
	如保险 <b>老</b> 夕 様			支 部 名		所	属	名
	被保険者名 (京本) (京本) (京本) (京本) (京本) (京本) (京本) (京本)							
	をご記入ください。	扯	済年齢	到達・中途脱退・列	正亡の場合の	み記入(一部	払出の場合	は記入不要)
	年月月日訂正があるときは			月		4		月
	生年月日 昭和 平成 令和 ○で囲んでください。 (訂正有)		掛金鼠	景終控除日 📉	記入ください + <del>エ</del> 业 +	/4 E	(12)	<u></u> 
П	加入者番号				末手当ま	4		
受		L				1,122,27		
ш	清	E		(2) 死亡 3		① 年 :	月	
取		D/U/LES		(2) 70 - 7				
시	事 由			月 払	期	末手当払	<del>  -</del>	時 払
<u>~</u>	内 (2) 一部払出(掛金継続)	てくだ	さい。)			L	٦	
本	<ul><li>いができません。</li><li>分 (2) 主額払出(払力 9 へ C)</li></ul>		紋自		         	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一		し、てください
人	でき	)		終身年金の基本年			307 276 1	0 ( \/
が	古れ   「	er Dv		保証期間中の受取	額合計が年金	金開始時の積		
	を内では、	П	•	支払開始後に一時 金を下回ることを〕	金叉取をした。 でするでは、終	-場合の受取 身年金を選択	観が年金月 心ます。	角始时の積立
必				者年金特則付終身年	金を選択され	た場合は配偶	者名欄も記,	入してください。
ш	たを「人生」というでは、小型が同じのの一生が信頼を、「人生」というでは、小型では、小型では、小型では、小型では、小型では、小型では、小型では、小型	Ц	BL   -	フリガナ				
ず	期	<b> </b>	→間					様
ご	[B] 年   <sup>(1)</sup>	'	名 4	生年月日(昭和)	(平成)(令	和)	年	月 日
記	フリガナ			受取人が未成年等	穿のときは、親枝	権者または後	見人が署名	してください。
入	受氏 名 取 ## Mou / 第 Mou			フリガナ				
<		<u>ŧ</u> ) • (	女性)	氏 名				
だ	名 死亡による請求の場合、被保 (続 柄)(配偶者) (字) (親) その他( 険者との続柄および生年月		)					
さ	日をご記入ください。(注1)(生年月日)(昭和)・(平成)・(令和) 年 月	1						様
い	受取 フリガナ							
	プトレー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·							
	P/T			電話番号(				)
	通 ※一時金のお支払手続き完 フリ 了後のご連絡先が現住所 ガナ				;			希望の場合は、 (ださい。
	信 と異なる場合にご記入<							
	のご連絡のみです) 府県							
	フリガナ 銀行・信用金庫 フリガナ			」」」」支店·支所 出張所	預金 総合			
	量			本店・本店営業	劉種  善済			
	TI T					2	(右づめ	で記入)
	□ ② ゆうちょ銀 行   通 帳 記 号   1   ○ 通帳番号(在 座 ② □ 座 振 认 (注2) (1と0の間3桁を記入) 1   ○ ○ → 1							
	日 注 派 之 (江z) (Teasplash eab)()	- aL人'	\/CCL 10					
$\bigcup$	□ 座 名 義 <b>受 取 人 名 と 同 じ</b> (注1)死亡によべきまかり担合。必ず車両をベーきのうえ 記1 アンナギロ (注2)貯蓄類全口庫	<b>1</b> Λ Λ	     <b> </b>	お町口扱い ていき	# 6			
	(注1)死亡によるご請求の場合、必ず裏面をご一読のうえ、記入してください。 (注2)貯蓄預金口座 被保険者番号	er (0)	本世紀	いなり扱いしていま	2700			
					取》	欠者書類受付E	](和曆)	200
	生 [本人確認方法] 本社使り	<del>:</del> 用	 欄	支	₹ 社	年	Я	
	帝 使 確 証·団·特 処		担	199.		キュージャング (本)	<u>月</u> )	<u>                                     </u>
	TC11 · TCK0   TC11 · TCK0   理   (			()   (	·)   (·		_	_(***)
				N / 11 N	/ II	年	Ħ	$H \sim \mathcal{A} \cdot \mathbf{I}$

### ・時金・一部払出・年金のご請求について

#### ご請求に必要な書類 (O印の書類をお取りそろえください)

※戸籍書類・住民票は発行後6か月以内(写し可)のものをご提出ください。

#### 払済年齢到達・中途脱退

	ご請求内容	— ₿	<i>F</i> $\triangle$	
必要書類		100万円以下	100万円超	年 金
一時金・一部払出・年金開始	0	0	0	
マイナンバー(個人番号)記載書		○(注2)	○(注3)	

配偶者年金特則付終身年金を選択される場合は、被保険者と配偶者との続柄、および 配偶者の生年月日の確認ができる戸籍書類をご提出ください。

	ご請求内容	_		
必要書類		100万円以下	100万円超 300万円以下	300万円超
一時金・一部払出・年金開始	台請求書	0	0	
マイナンバー(個人番号)記載書類の写し(注1)			○(注4)	○(注4)
被保険者の住民票除票(注5	5)	0	0	0
遺族受取人の戸籍書類		(注6)	(注6)	○(注6,7,8)
代表選任届		代表受取人のみ(注9)	(代表受取人のみ(注9)	代表受取人のみ(注9,10)

- (注1)・当社に提供いただいた個人番号は、「保険取引に関する支払調書作成事務」のみ
  - に使用いたします。
    ・本契約において、過去に個人番号を提供いただいており、個人番号に変更のな

・個人番号は、各保険商品のお取引きごとに提供をお願いしています。 ・個人番号は、各保険商品のお取引きごとに提供をお願いしています。 保険会社は、相続税法・所得税法の規定により、一時金額が100万円超(年金受取のときは年金年額が20万円超)の場合には、税務署あてにお支払内容を記載し

取のときは年金年額が20万円超)の場合には、税務署あてにお支払内容を記載した支払調書を提出しております。
社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、支払調書に「受取人」さまと「契約者」さまのマイナンバーを記載して提出することが義務づけられました。社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)とは、2015年10月から導入された、住民票を有するすべての方に1人1つの番号を付番して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認できるようにするものです。
(注2)以下のうちいずれかの写しをご提供ください。
・個人番号カード(個人番号の記載面)
・通知カード(住所・氏名に変更がない場合に限り、マイナンバー確認書類として使用することができます。)
・個人番号が記載された住民票または住民票記載事項証明書

- - ・個人番号が記載された住民票または住民票記載事項証明書

- (注3)年金年額(年金月額×12か月)が20万円超のときにご提供ください。
  (注4)「被保険者」および「遺族―時金の代表受取人」の個人番号記載書類の写しをご提供ください。
  被保険者は「個人番号カード(個人番号の記載面)」「通知カード(住所・氏名に変更がない場合に限り、マイナンバー確認書類として使用することができます。)」のいずれかの写し、遺族―時金の代表受取人は「個人番号カード(個人番号の記載面)」「通知カード(住所・氏名に変更がない場合に限り、マイナンバー確認書類として使用することができます。)」「個人番号が記載された住民票または住民票記載事項証明書」のいずれかの写しをご提供ください。記載された住民票または住民票記載事項証明書」のいずれかの写しをご提供ください。
  (注5)死亡日の記載があるものをご提出ください。なお、「遺族受取人の戸籍書類」で死亡日が確認できる場合、ご提出は不要です。
  (注6)受取人順位が第2順位以降となる場合は、被保険者と受取人の続柄および、前順位の方がいないことを確認できる戸籍書類をご提出ください。

- 類をご提出ください。
- (注8)同順位の受取人が複数となるときは、代表選任届に記入される受取人全員分をご
- (注6) 「内原性シスペスハイン を見なっています。 提出ください。 (注9) 相続人間で紛争のあることが判明している場合、もしくは発生の懸念のある場合 は、受取人の代表者と同順位受取人全員の記入が必要となります。 (注10) 支払額が3,000万円以下の場合は受取人の代表者のみ、3,000万円超の場合は 受取人の代表者と同順位受取人全員の記入が必要となります。

### 2 一般型一部払出・減口の取扱い

- a. 払出し額は、口数を指定することにより、指定口数に見合う積立金を払い出します。1口あたりの積立金額は、ご請求時点の積立金額を加入口数で除し て計算します。
- b. 払出し後の掛金は、減口せず払出し前の掛金を継続してお払込みいただきます。
- c. 払出しと同時に、掛金を減口する場合には、一時金・一部払出・年金開始請求書に掛金変更申出書①を添付してご提出ください。
- d. 払出しせず掛金を減口する場合には、掛金変更申出書①のみをご提出ください。

#### 3 税制適格型一時金・減口の取扱い

- a. 月払、期末手当払のいずれか一方のみ脱退(一時金請求)の取扱いはできません。
- b. 月払について減口後口数が0となる取扱い(中断)はできません。(期末手当払のみの中断は取扱います。)
- c. 一部払出しの取扱いはできません。減口の手続は掛金変更申出書①をご提出ください。

## 4 死亡による一時金の受取について

- a. 遺族一時金の受取人は契約協定書の定めるところによります。受取人の順位は次のとおりです。
  - 第1順位 配偶者と子(子がいない場合はその代襲者)
  - 配偶者と直系尊属(父母・父母が死亡の場合は祖父母)
  - 第3順位 配偶者と兄弟姉妹(兄弟姉妹がいない場合はその代襲者)
- b. 受取人が未成年等のときは親権者または後見人の連署が必要です。(親権者または後見人を確認するため戸籍書類をご提出いただくことがありますの でご了承ください。)
- c. 同順位の受取人が2名以上となるときは、受取人の代表者1名を選び以下の代表選任届にご記入ください。

#### 代表選任届【住友生命提出用】

以下に記載いただく個人情報については、契約者が指定する生命保険会社に提供されます。なお、生命保険会社では当該個人情報を、このたびの 一時金請求が受取人全員の意思によるものであることを確認するためにのみ利用し、他の目的で利用することはありません。

表記の遺族一時金について、同順位の受取人全員の 協議により私が代表者となりましたので、全額を私に お支払いください。万一、本件に関し異議を申し立てる 者がありましても、下記署名の者全員で解決し、貴社に 対しては一切ご迷惑をかけません。

受取人の	氏名	
の代表者	親権者・後見人署名欄 (該当する場合のみ)	氏名

上記 '代表者' 以外の受取人の方の同意(署名)欄(本人確認書類の写しをご提出ください。)

	住所	住所				
代	フリガナ	被保険者との続柄	フリガナ	被保険者との続柄		
表	氏名		氏名			
者						
以以	親権者・後見人署名欄 フリガナ		親権者・後見人署名欄	フリガナ		
	(該当する場合のみ) 氏名		(該当する場合のみ)	氏名		
外	住所		住所			
の						
受	ろ フリガナ 被保障		フリガナ	被保険者との続柄		
取	氏名		氏名			
	親権者・後見人署名欄 アリガナ		親権者・後見人署名欄	フリガナ		
	(該当する場合のみ) 氏名		(該当する場合のみ)	氏名		

※記入内容を訂正される場合は、該当箇所を抹消のうえ訂正署名(フルネーム)もしくは訂正印を押印してください。